

円を超えて支払われた部分についての支出は、不必要な支出であるから、地方自治法138条の2に反する違法な公金支出である。また、被告が翁長に対して上記の違法な公金支出についての損害賠償請求を行わないことは違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実にあたる。

イ さらに、那覇市が那覇身協に対して平成25年4月1日から平成26年3月31日までに行った指定管理料合計4154万円の支出には上記アで述べた点のほかにも違法事由がある。

那覇市は、那覇身協に対して平成25年度にⅡ型事業にかかる指定管理料として合計3340万円を支払っているが、Ⅱ型事業を新法5条1項の規定する「障害福祉サービス事業」に切り替えることとすれば、国から事業費の2分の1、県から事業費の4分の1の補助をそれぞれ受けることができた。しかし、那覇市は、平成24年9月の本件改正により平成25年度から本件センターが障害福祉サービス事業を実施できるようになったにもかかわらず、実際にはこれを実施することなく漫然とⅡ型事業を続けたのであるから、この判断は裁量権を逸脱した違法なものである。

Ⅱ型事業を障害福祉サービス事業に切り替えた場合、3340万円から900万円を除いた2440万円について国及び県から合計1830万円の補助を受けられるから、平成25年度の指定管理料合計4154万円のうち819万円を超えて支払った部分のうち補助を受けられたはずの1830万円は違法な公金支出である。

ウ 本件当時那覇市長であった翁長は、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項に基づき、指定管理料の支出の最終責任者として違法な公金支出を阻止すべき義務を負うところ、これを怠り上記の違法な公金支出を行ったものであるから、不法行為又は善管注意義務（民法644条）違反による債務不履行責任に基づく損害賠償義務を負うことは明らかである。

(被告の主張)

ア 那覇市は、平成21年度から平成25年度までの指定管理料を決めるに当たっては、上記指定管理に係る業務が本件センターの施設の維持管理とⅡ型事業の両者を含むものであるところ、那覇身協が前年度まで本件センターの指定管理者として施設の維持管理を行うとともに事業委託に基づき本件センターにおけるⅡ型事業を受託していたことから、平成20年度のこれらの事業費（指定管理料814万円、事業委託料3340万円）を勘案し、平成21年度から平成25年度までの指定管理料の上限を2億0770万円（単年度平均4154万円）として本件基本協定を締結したものである。

那覇身協が那覇市に提出した応募書類は、事業内容としてⅡ型事業も含むものであったが、併せて提出された本件収支予算計画書は、支出を単年度当たり819万円とするものであり、平成20年度までの事業費の金額や内訳に照らしても、施設管理に係る収支のみしか含まれておらず、Ⅱ型事業に係る収支は含まれていないことが明らかであった。そこで、那覇市は、本件基本協定を締結するに当たり、那覇身協との間で協議を行い、本件センターの施設の維持管理及びⅡ型事業を平成20年度と同様の職員12名態勢で実施すること、本件収支予算計画書は施設の維持管理のみについてのものであることを確認した上で、上記のとおり本件基本協定を締結したのであるから、指定管理料の支出について、違法若しくは不当な点はない。

原告は、那覇身協が申請した819万円で年度協定を締結すべき旨主張するが、本件センターの前年度予算額及び決算額が合計4154万円であるのに、那覇身協の本件収支予算計画書に誤記があることに乗じてその約5分の1の指定管理料で指定管理業務を行うよう強要すれば、那覇身協は費用不足により早期に指定管理業務を行うことができなくなり、ひいてはこれを必要とする障害者に対するサービスの提供が行われなくなることは

明らかであって、かえって市民の生活に支障を生ずる結果となる。

イ 平成24年9月の本件改正により、本件センターにおいては、それまでⅡ型事業として行ってきた事業のうち障害福祉サービス事業の対象となり得る利用者については同事業の利用へ切り替えることができるようになったが、実際に障害福祉サービス事業を行うためには、本件センター利用者への事前説明を要すること、サービス利用該当者は時間的余裕をもって認定調査を受ける必要があること、サービス事業開始予定の数か月前から沖縄県障害福祉課との事前調整を要するなど種々の準備を必要とする。

また、本件センターに係る指定管理業務はⅡ型業務を内容として平成25年度までの本件基本協定を既に締結していたことから、途中においてその内容に障害福祉サービス事業を付加するとなると、指定管理者との協議及び指定管理業務の変更協定を締結する必要もある。

那覇市は、以上を鑑み、本件センターにおける障害福祉サービス事業は平成26年度から実施することとし、平成24年度及び平成25年度においては上記の各種準備作業並びに平成26年度以降の指定管理者の選定を行い、全ての準備が整った同年8月から障害福祉サービス事業を実施している。

したがって、那覇市のこれらの判断は適切であり、裁量権の逸脱はない。

ウ 以上のとおり、那覇市は、平成21年度から平成25年度まで那覇身協に対して適法に指定管理料を支出したものであるから、当時の那覇市長であった翁長について善管注意義務違反や不法行為が成立する余地はない。

第3 当裁判所の判断

1 本案前の答弁について

- (1) 本件において問題とされている財務会計行為は、那覇市長であった翁長がその権限において別紙記載のとおり平成21年4月2日から平成26年3月3日までに行った支出命令であると解されるところ、支出命令について、地

方自治法242条2項本文所定の監査請求期間（当該行為のあった日又は終わった日から1年）は、それぞれの行為のあった日から各別に計算すべきものである（最高裁平成14年7月16日第三小法廷判決・民集56巻6号1339頁参照）。前記前提事実のとおり、原告が本件について監査請求を行ったのは平成26年2月25日であるから、本件の監査請求のうち平成25年2月24日以前にされた支出命令について監査請求を行う部分については、監査請求期間を徒過する不適法なものである。

- (2) これに対し、原告は、本件において監査請求期間の始期となるのは、原告が地方公共団体の行為の妥当性、適法性の検討を実質的に開始することができる状態となった平成25年10月頃である、また、仮に監査請求期間を徒過していても、地方自治法242条2項ただし書にいう「正当な理由」があると主張する。

しかし、まず、監査請求期間の始期を遅らせるべきであるとする点については、その論拠が明らかでない上、原告が平成25年10月頃に、原告のいう地方公共団体の行為の妥当性、適法性の検討を実質的に開始することができる状態となったことを裏付ける的確な証拠も見当たらないのであるから、採用することができない。

また、「正当な理由」があるとする主張についても、那覇身協を指定管理者として指定することについて定例議会で承認されたことが告示されており（乙8）、那覇身協が本件募集において提出した応募書類（甲3）や基本協定書（甲6）、平成21年度からの年度協定書（甲7の1～7の5）の内容を認識することが困難であったとほうかがわれず、本件の監査請求で問題とされている那覇身協の提出した本件収支計算書と那覇身協に支払われている指定管理料が齟齬していることについて、原告が、各支出命令がされてから1年以内に、相当の注意力をもって調査を尽くしても監査請求するに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつたとは認められない

から（最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決・民集56巻7号1481頁参照），本件の監査請求には，地方自治法242条2項ただし書にいう正当な理由は認められず，原告の主張を採用することはできない。

したがって，本件訴えのうち，平成25年2月24日以前にされた支出命令（別紙の「通し番号」1ないし46の各支出命令（平成21年4月2日から平成25年2月5日までにされたもの））を対象とする部分については，監査請求期間を徒過しており，適法な監査請求を経ていないから，不適法な訴えとして却下すべきである。

なお，原告は，本件の財務会計行為として，支出命令に係る不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償請求を怠る事実も主張するが，これは，いわゆる不真正怠る事実を主張するものと解され，監査請求期間を徒過しているとする上記判断が同様に当てはまるから（最高裁昭和62年2月20日第二小法廷判決・民集41巻1号122頁参照），上記結論は異ならない。

2 本案について

以上を前提に，別紙の「通し番号」47ないし59の各支出命令（平成25年3月1日から平成26年3月3日までにされたもの。以下「本件各支出命令」という。）の違法性の有無を検討する。

- (1) 前記前提事実のとおり，那覇身協は，本件募集に際し，各年度の指定管理料を819万円のみとする本件収支予算計画書を提出したものである。しかし，那覇身協は，平成19年度，平成20年度において那覇市から本件センターの維持管理に関する指定管理者として指定され，その指定管理料として814万円が支払われ，さらに那覇市からⅡ型事業の委託を受けてその委託料として3340万円が支払われたこと（乙3，6，7），他方，本件募集要項においては，平成20年度までと異なり，本件センターの指定管理料に含まれる経費として，本件センターの維持管理に要する費用だけでなく，同年度まで事業委託契約を締結して那覇身協に別途委託していたⅡ型事業に係